

# 給与支払報告書の提出について

市の税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、給与支払報告書は個人住民税の税額計算を行う上で大変重要な資料です。本紙及び別紙をよくお読みになって、正確な給与支払報告書の提出をお願いします。

また、黒石市では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施をお願いしています。そのため、原則として全従業員を特別徴収する必要があります。事業所の希望により、普通徴収を選択することは出来ませんので御注意ください。

## 【提出期限】

令和6年度（令和5年）分の給与支払報告書の提出期限は**令和6年1月31日（水）必着**です。

※課税事務の都合上、**令和6年1月17日（水）**までの提出に御協力をお願いします。

## 【提出対象者】

令和5年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む。）です。

- ・令和6年1月1日現在の在職者については給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です。
- ・令和5年中の退職者については、支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。30万円以下の方の提出義務はありませんが、適正課税のため提出に御協力をお願いします。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしていない方、個人で税務署へ確定申告される方などの分も提出が必要です。

## 【給与支払報告書の提出】

提出先は、給与所得者の令和6年1月1日現在における住所地の市区町村です。

- ・住所地が黒石市である方については、下記の【提出先】に郵送又は持参してください。
- ・年の途中で退職された方は、退職時の住所地の市区町村に提出してください。

※電子申告（エルタックス等、以下「電子申告」という。）を御利用の場合、紙による給与支払報告書（総括表、仕切り紙及び個人別明細書）の提出は不要です。しかし、電子申告で普通徴収とする方がいる場合、注意していただく点がありますので、詳しくは別紙「個人住民税の特別徴収について」を御確認ください。

## <提出時の留意点>



- ①について……………給与支払報告書（総括表）の記載要領を確認の上、記入してください。
- ②・④について……………特別徴収・普通徴収の各個人別明細書の先頭に、必ず仕切り紙をはさんでください。また、各仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。
- ③・⑤について……………給与支払報告書（個人別明細書）の記載要領を確認の上、記入してください。（2枚複写及び3枚複写の1番上の用紙が市町村提出用です。）

※令和5年度（令和4年分）の給与支払報告書を電子申告以外で提出した事業者には、総括表及び仕切り紙を同封しておりますので、必要に応じて使用してください。なお、総括表及び仕切り紙は黒石市のホームページにも掲載しております。

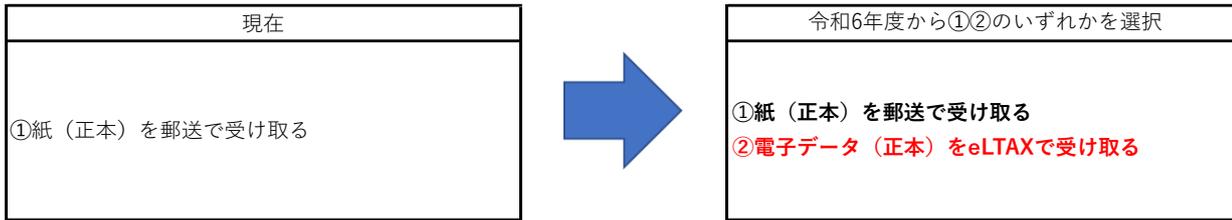
## 【提出先】

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号  
黒石市役所 税務課 住民税係  
電話：0172-52-2111（代表）

## 【特別徴収税額通知の電子化に関する変更点】

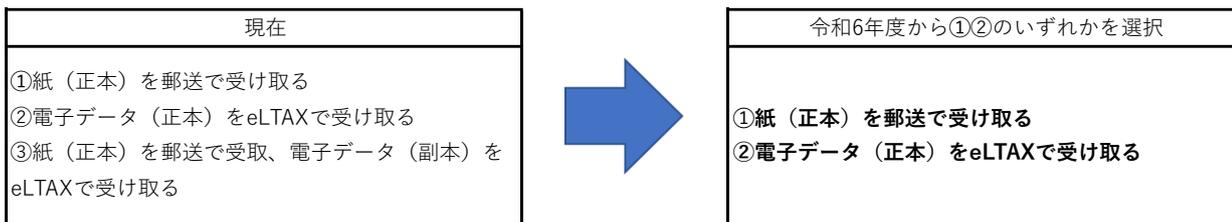
### 1. 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取が始まります。

令和6年度より、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データについても、提供を開始します。なお、電子データでの受取は選択制となりますので、従来通り書面による受取も可能です。



### 2. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されます。

令和6年度より、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、「電子データ（副本）と書面（正本）」での送付が廃止となります。



## 【受取方法の選択について】

給与支払報告書を eLTAX により提出する特別徴収義務者用は、提出する際に特別徴収税額通知の受取方法を設定してください。

受取方法は特別徴収義務者用及び納税義務者用にそれぞれ設定することができます。

### (1) 電子データ（正本）を選択した場合

- ・ eLTAX で特別徴収税額通知データ（正本）を送信します。書面による通知は送付しません。
- ・ 電子データを取得する際に使用するパスワードを通知するため、必ずメールアドレスの設定もお願いします。また、納税義務者用の電子データ受取で希望する場合、「受給者番号」の入力が必須となります。

### (2) 書面（正本）を選択した場合

書面で特別徴収税額通知（正本）を送付します。電子データによる通知は送付しません。

- 詳しい設定方法等については、eLTAX のホームページを御覧になるか、使用している電子申告システムを提供している事業者等に御確認ください。

## 【書面又は光ディスクにより提出する場合】

給与支払報告書を書面又は光ディスクにより提出する特別徴収義務者へは、特別徴収税額通知を書面で送付します。この場合、電子データでの受取は選択できませんので御注意ください。